

現代奴隷および人身売買に関する声明（2020年3月期）

本書は2015年に成立した英国現代奴隷法に沿った声明です。シチズングループ（シチズン時計株式会社およびそのグループ会社）は、自社事業およびサプライチェーンを通して人権侵害をしない・加担しないように努めており、以下に現代奴隷および人身売買撤廃のための取組みについて述べます。

1. 組織の構造、事業とそのサプライチェーン

シチズングループでは1918年の創業以来時計製造で培ってきた「小型精密技術」をベースに、時計事業、工作機械事業、デバイス事業、電子機器事業などを展開し、これらの製品の製造・販売を行っています。企業・事業についての詳細は、シチズン時計株式会社のウェブサイトの「企業情報」ページをご参照ください。

なお、英国では、CITIZEN WATCH UNITED KINGDOM, LTD.および CITIZEN MACHINERY UK LTD.の各グループ会社が製品の販売・サービスの提供などの事業活動を行っています。

シチズン時計、シチズンマシナリー、シチズン電子、シチズンファインデバイス、シチズン・システムズ、シチズン時計マニュファクチャリングおよびシチズン TIC が製造する製品の原材料、部品や一部の完成品は、日本国内外の外部のサプライヤーから調達しています。2020年3月期におけるサプライヤーの数は3,892社であり、調達の約64%は国内サプライヤーが占めています。海外サプライヤーは主に、中国、フィリピン、タイ、ベトナム、マレーシアの企業です。

2. 事業とサプライチェーンにおける奴隷と人身売買に関連する方針

シチズングループは、2016年10月に、従前の『シチズングループ企業行動憲章』を『シチズングループ行動憲章』に改定しました。行動憲章は、シチズングループの社会的責任の基本姿勢を示し、また、シチズングループで働く一人ひとりに求められる行動や判断の基準となっています。行動憲章では「人権の尊重」および「責任ある、持続的な調達」について述べており、自社事業だけでなく、サプライヤーや事業パートナーへも児童労働・強制労働の禁止を求める姿勢を明確にするなど、人権に関する部分などを拡充した内容としました。さらに2019年3月期は、人権の尊重を明確にするため『シチズングループ人権方針』を策定しました。

サプライチェーンに対しては、『シチズングループCSR調達ガイドライン』（2017年4月策定）を改定し、調達パートナーに協力を要請しています。このガイドラインは、「強制的な労働、非人道的な扱い、児童労働」の禁止に加え、シチズングループがサプライチェーン全体にわたって人権、労働、環境、腐敗防止などの社会的課題に取り組み、持続可能な社会の発展を支える責任ある調達の促進をめざすことを目的とした、国連グローバル・コンパクトの10原則に沿った内容となっています。

また、コンゴ民主共和国および周辺国で起きている紛争鉱物問題に対し、『シチズングループ紛争鉱物対応方針』では、武装勢力による児童労働や強制労働などの人権侵害を伴う資金調達に加担しないよう、紛争鉱物を使用しない方針を示しています。

なお、シチズングループは2005年4月に国連グローバル・コンパクトに参加して以降、『国連グローバル・コンパクトの10原則』を支持しています。

3. 現代奴隷・人身売買についてのデュー・デリジェンス・プロセスとリスク評価

シチズングループは『シチズングループ人権方針』に基づき、シチズングループ内で毎年人権・労働関連のモニタリングを行い、児童労働・強制労働が行われていないことを確認しています。2020年3月期は、シチズングループ内で外国人技能実習生の在籍する全3社を対象に監査を実施しました。その結果、パスポートの会社側保管や違法な長時間労働、その他の問題とされる典型的な行動・状況は確認されませんでした。そのほか社員に対するストレスチェックや職場環境における人権侵害のリスク調査を行っています。

シチズングループの役員および社員は、行動憲章に違反した、または違反する恐れのあることを知った場合には、社内または各地域に設置された外部のコンプライアンスホットラインへ通報することができます。窓口へは匿名での通報が可能です。

シチズングループはサプライヤーに『シチズングループ CSR 調達ガイドライン』への協力を要請することで、現代奴隷・人身売買を含むサプライチェーン上のリスクの排除に努めています。

2020年3月期の中国でのサプライヤー向け説明会では、5社に対し人権問題についての勉強会を実施しました。また、2019年度4月より、68社のサプライヤーに対しセルフアセスメント調査を実施しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実態調査（自主監査）の実施は3社に留まりました。今後、セルフアセスメント調査と実態調査（サプライヤー監査の呼称）の対象を拡大するとともに、サプライヤーによる人権侵害の恐れのある場合には是正へ向けた取り組みを開始します。

4. 現代奴隷・人身売買に関する研修・能力開発

人権の重要性と、事業活動とのつながりについて理解を深めることを目的とし、2020年3月期より毎年12月を「シチズングループ人権月間」と設定しました。世界人権宣言全30条の内容等人権に関するパネル展示や「ビジネスと人権」に関するeラーニングを実施し、eラーニングは国内グループ従業員の5,986名（受講率89.4%）が受講しました。これらの取組みは今後海外にも展開します。

本声明は、2020年5月28日に開催されたシチズン時計株式会社の全常勤取締役が出席する経営会議において承認されました。

2020年5月28日

シチズン時計株式会社

代表取締役社長

佐藤敏彦